様式第十号を削り、様式第十一号を様式第十号とする。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第七号に次のように加える。

チ　インド協定　収入を理由にインド年金制度に加入できない者にあっては、その旨

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者等の届出）

第二条　受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。以下「経過措置政令」という。）第三条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第六条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。以下この項において同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号（次条第一項第二号において「基礎年金番号」という。）

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

（障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者等の届出）

第三条　受給権者（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十五条第一項に規定する障害者・長期加入者の退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者に限る。）又は同法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる経過措置政令第十六条に規定する退職共済年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同条に規定する繰上げ調整額をいう。）が加算された退職共済年金の受給権者であるものに限る。）に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を、日本私立学校振興・共済事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号及び年金証書の記号番号

三　その他必要な事項

2　前項の届書には、その事実を証明する証拠書類を添えなければならない。

○厚生労働省令第百五十三号

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部の施行に伴い、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する省令

受給権者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間に基づく公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百二十三号。以下「経過措置政令」という。）第三条第一項に規定する障害者・長期加入者の老齢厚生年金の受給権者（同項に規定する継続短時間労働被保険者（以下「継続短時間労働被保険者」という。）に限る。）又は経過措置政令第六条に規定する老齢厚生年金の受給権者（継続短時間労働被保険者であって、繰上げ調整額（同法附則第十三条の五第一項に規定する繰上げ調整額をいう。以下同じ。）が加算された老齢厚生年金（同法附則第八条の二第三項に規定する者であることにより繰上げ調整額が加算されているものを除く。）の受給権者に限る。）は、この省令の施行の日以後速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に、経過措置政令第三条第一項第一号に規定する者に該当することを証する書類を添えて、これを日本年金機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条に規定する基礎年金番号

三　老齢厚生年金の年金証書の年金コード（年金の種別及びその区分を表す記号番号をいう。）

四　継続短時間労働被保険者に該当する旨

附　則

この省令は、平成二十八年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百五十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十九条及び第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第五第一号の表写真科の項中「服飾に関する知識」を「服飾に関する知識　肖像写真デジタル制作法」に、「安全衛生　次の科目のうち必要とするもの　肖像写真銀塩制作法　肖像写真デジタル制作法」を「安全衛生」に改める。

別表第五第一号の表写真科の項中「服飾に関する知識」を「服飾に関する知識　肖像写真デジタル制作法」に、「安全衛生　次の科目のうち必要とするもの　肖像写真銀塩制作法　肖像写真デジタル制作法」を「安全衛生」に改める。